

被災者生活支援情報

1. 国民健康保険・後期高齢者医療制度 減免期間延長

(1) 医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

対象期間

《延長前》

平成29年2月受診分まで



《延長後》

平成29年9月受診分まで

※ 受診の際に医療機関窓口へ、保険証と一緒に一部負担金免除証明書の提示が必要です。

※ 有効期間が「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成29年9月30日まで、使用することができます。

※ 国民健康保険の免除証明書をお持ちの方で、新たに後期高齢者医療制度へ移行される方は、後期高齢者医療の免除証明書の取得が必要です。

※ 入院時の食事代、あんまはりきゅう、整骨院等又は医療保険の適用にならないものなどは免除の対象となりません。

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

(2) 保険料の減免

対象期間

《延長前》

平成28年度分の保険料



《延長後》

平成29年度の保険料のうち
9月分までの保険料

平成28年度分の保険料の減免については、平成29年4月13日（木）までにご申請ください

※ 平成29年3月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得する方については、4月中旬ごろに送付する保険料額決定通知書が届いてから平成29年4月24日（月）までにご申請ください。

※ 申請期限までに申請できないやむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

対象となる方

- ・住家が半壊以上の被災をされた方
 - ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方
 - ・事業の廃止や失業等で主たる生計維持者の収入が一定（3/10）以上減少された方
- ※ 前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合もございますので、詳しくはお問い合わせください。
- ※ 平成29年度の保険料に関する減免額の具体的な算定方法や申請手続きの詳細については、決定次第、市政だより等でお知らせします。

(3) 申請先・問合せ先

国保年金課 ☎096-328-2290

各区役所区民課

中央区 ☎096-328-2278

東区 ☎096-367-9125

西区 ☎096-329-1198

南区 ☎096-357-4128

北区 ☎096-272-6905

2. 介護保険制度 減免期間延長

(1) 介護保険サービス利用料の免除

対象期間

《延長前》

平成29年2月利用分まで



《延長後》

平成29年9月利用分まで

- ※ すでに減額・免除認定証（ねずみ色）をお持ちの方は、再度申請書を提出する必要はありません。あらためて減免期間が延長された減額・免除認定証（ねずみ色）をお送りいたします。
- ※ 新たにり災証明書等が発行された方など減免の対象となられた方は、申請書とり災証明書等被害状況の分かる書類を区役所福祉課へ持参または郵送ください。

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

(2) 介護保険料の減免

対象期間

《延長前》

平成29年3月納期分まで



《延長後》

平成29年9月納期分まで

- ※ 平成28年度に減免申請書を提出している方は、再度申請書を提出する必要はありません。
- ※ 住宅等に半壊以上の損害を受けた方の減免の場合、郵送でも申請できます。
- ※ 平成29年度介護保険料減免は、平成29年度の本算定（8月）以降に決定のうえ通知する予定です。
平成28年度に減免された方についても、平成29年4月に仮算定納付書を送付しますので、お支払いをお願いいたします。（平成29年度の減免分については、8月以降の保険料で調整します。）

対象となる方

平成28年熊本地震により支払いが困難になった65歳以上の方
（減免の対象となる事由と減免割合は以下のとおり）

	減免事由	減免割合
①	住宅等に半壊以上の損害を受けた場合	2分の1～全額 ※介護保険料所得段階によって異なります
②	世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合	全額
③	世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合	収入の減少率によって異なります
④	世帯の生計維持者が行方不明となった場合	全額

(3) 申請先・問合せ先

高齢介護福祉課 ☎096-328-2347

各区役所福祉課

中央区 ☎096-328-2311 東区 ☎096-367-9127 西区 ☎096-329-5403
南区 ☎096-357-4129 北区 ☎096-272-1118